

# 災害対策基本法及び福祉避難所の確保・ 運営ガイドライン等の一部改正について

障害福祉課 施設指導担当

# 災害対策基本法等の一部を改正する法律案の概要について

## 1. 災害対策基本法の一部改正

### ①災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

1) 避難勧告・避難指示の一本化等 → 後述

2) 個別避難計画の作成 → 後述

3) 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置

／広域避難に係わる居住者等の受入れに関する規定の措置等

### ②災害対策の実施体制の強化

## 2. 内閣府設置法の一部改正

## 3. 災害救助法の一部改正

• 令和3年5月10日 公布

• 令和3年5月20日 施行

# 避難勧告・避難指示の一本化等

## 〈課題〉

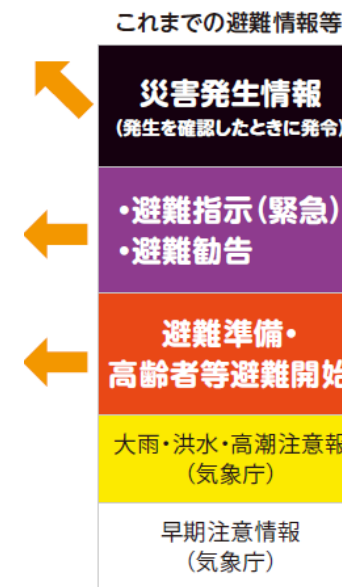
本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず，逃げ遅れにより被災する者が多数発生，避難勧告の指示の違いも十分理解されていない



## 〈対応〉

避難勧告・指示を一本化し，従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし，追加情報のあり方を包括的に見直し。

警戒レベル	新たな避難情報等	
5	 災害発生 又は切迫	きんきゅうあんぜんかくほ <b>緊急安全確保</b> ※1
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~		
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3
2	 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)



警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待つてはいけません！

避難勧告は廃止されます。  
これからは、  
警戒レベル4避難指示で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。

避難に時間のかかる  
高齢者や障害のある人は、  
警戒レベル3高齢者等避難で  
危険な場所から避難  
しましょう。

# この他の法改正等に伴う主な改正点

## ◆個別避難計画の作成（努力義務）

➔ 市町村が主体となって作成すること

防災関係者だけではなく，福祉関係者等も含めて個別避難計画を作成する

## ◆指定福祉避難所の受入対象者等を公示すること

➔ 従来，福祉避難所への直接避難は認められていなかったが，個別避難計画を作る段階で避難先を明示する

# 改正の概要（個別避難計画の作成）

## ◆個別避難計画の作成（新設）

・市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）を作成するよう努めなければならない

（ポイント）

- ・ 個別避難計画の作成は、市町村が主体となること
- ・ 上記の計画は実効性ある計画とするため、地域防災の担い手だけではなく、本人の心身の状況や生活実態を把握している福祉専門職や地域の医療・看護・介護・福祉などの職種団体・企業等、様々な関係者と連携して取り組むことが必要

# 指定避難所とは

◆平成25年の災害対策基本法改正により，災害時の緊急の避難場所と，一定期間滞在して避難生活を送る避難所とを区別して，指定することとした。

◆市町村長は，想定される災害の状況，人口の状況等を勘案して一定の基準を満たす施設を指定避難所としてあらかじめ指定するとともに，その内容を住民に周知しなければならない

# 指定避難所の基準等

指定避難所・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～4号の基準をすべて満たし、市町村により指定された施設  
指定避難所である福祉避難所・・・主として要配慮者が滞在する指定避難所であって、5号の基準を満たす施設

## (指定避難所の基準)

第二十条の六 法第四十九条の七第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

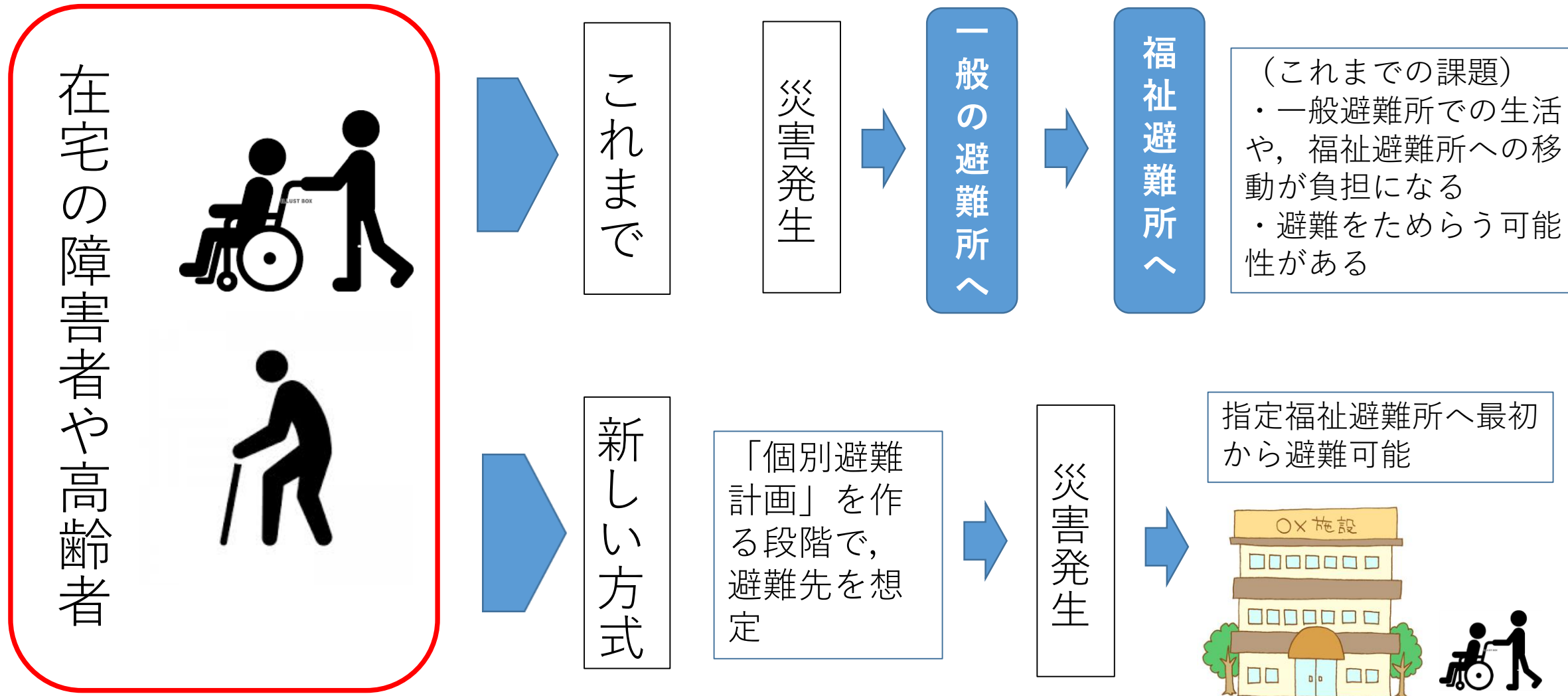
- 一 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者（次号及び次条において「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- 二 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- 三 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- 四 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- 五 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この号において「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

## (令第二十条の六の内閣府令で定める基準)

第一条の九 令第二十条の六の内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この条において「要配慮者」という。）の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- 二 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- 三 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

# 自宅から指定福祉避難所への直接避難（イメージ）





# 今後の検討課題

- ◆個別避難計画の策定
- ◆従来の福祉避難所の見直し（関係課との協議）
- ◆福祉避難所への必要な物資等の確保